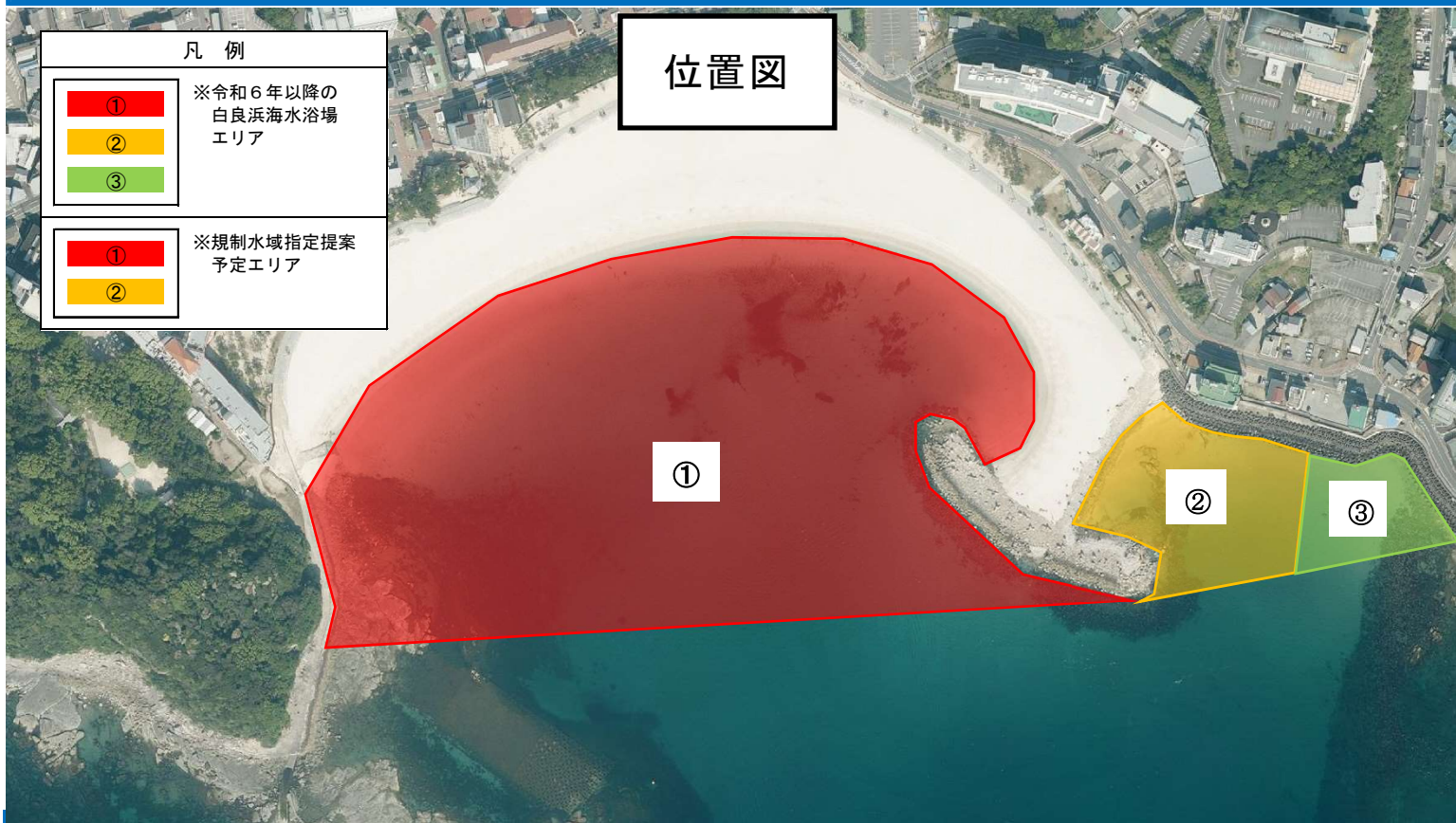


令和6年以降の白良浜海水浴場エリアが広がります。



「令和6年以降の白良浜海水浴場エリア」については、地図上の【①】・【②】・【③】のエリアとする予定ですので、白良浜海水浴場及びその付近水域をご利用される皆さまにつきましては、ご留意いただきますよう、お知らせします。

※令和6年の白良浜海水浴場は、令和6年5月3日(金)の開設予定です。

～ 白良浜海水浴場付近における規制水域について ～

この地図で示されたエリアについては、水上オートバイと遊泳者等との事故の発生が特に懸念されますので、安全確保上、水上オートバイの乗り入れや航行についてはご遠慮いただくなど、事故の未然防止を図るための取組みに、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、地図上の【①】・【②】のエリアに関しては、「和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例」の規定に基づき、白浜町長から和歌山県知事に対して、規制水域の指定提案に取り組んでいるところです。

県条例により規制水域に指定された場合、指定日以降は海水浴場開設期間外であっても、【①】・【②】のエリアに水上オートバイを乗り入れたり航行したりすると違反行為となり、5万円以下の過料が課される場合があります。

「和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例」は、水上オートバイに関し、その航行の規制その他の水上オートバイの航行の適正化に必要な措置を講ずることにより、公共水域の利用の適正化並びに公共水域における安全の確保及び良好な環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的としています。

これからも、このエリアで安全に水上オートバイを楽しむために
「みんなで守ろうルールとマナー」